電気の供給を受ける契約の新たな裾切り基準による運用スケジュールについて

参考２

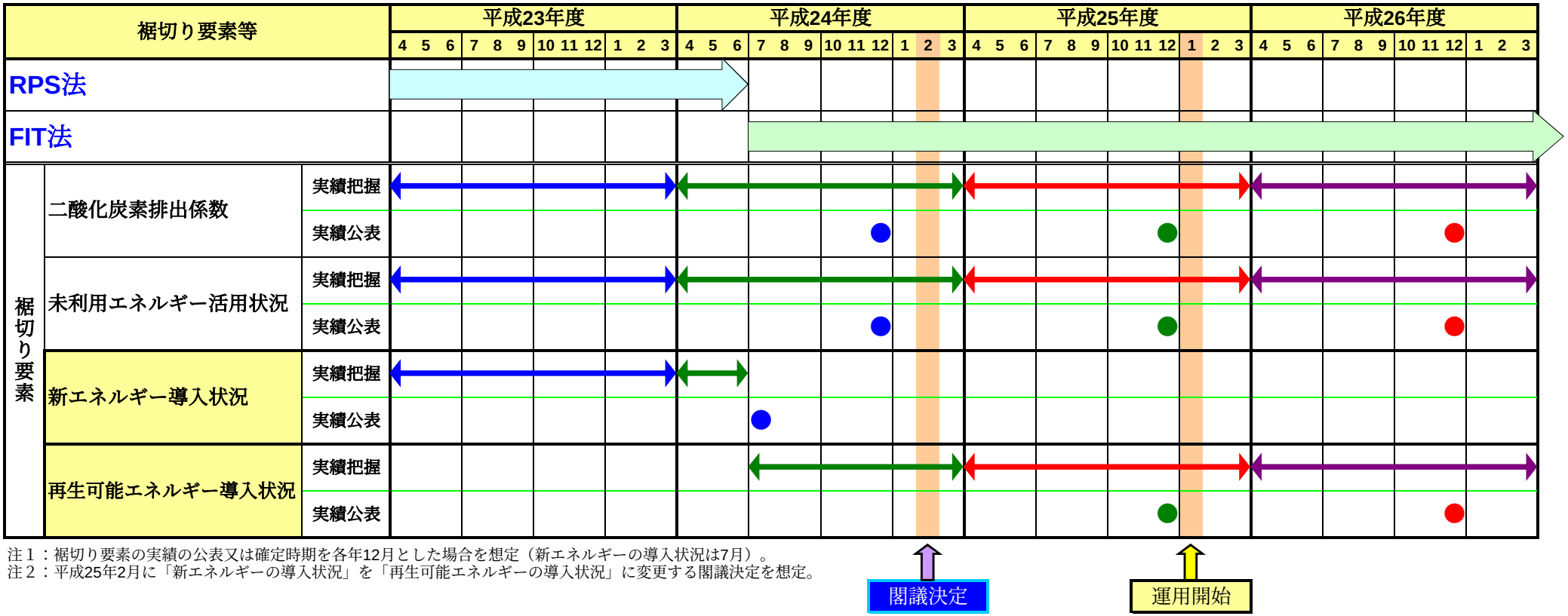

注１：裾切り要素の実績の公表又は確定時期を各年12月とした場合を想定（新エネルギーの導入状況は7月）。
注２：平成25年2月に「新エネルギーの導入状況」を「再生可能エネルギーの導入状況」に変更する閣議決定を想定。

○裾切りに使用する各要素の平成24年度実績が公表又は確定する時期は平成25年12月であることから、新たな裾切り要素による運用は平成26年1月頃からになる
○上記のことから、平成25年12月までは、現行の要素であるRPS法に基づく前年度（平成23年度）の「新エネルギーの導入状況」を使用する必要がある。